

Q&A（よくあるお問い合わせ）

Q1 なぜ申請時に「洪水浸水被害に対する安全上及び避難上の対策」を求めるのか。

- 近年自然災害が頻発化し、災害リスクの高いエリアでの開発行為について厳格化されているため対策を求めることとなったため。

Q2 なぜ添付が必要な申請は法第 34 条第 14 号の案件だけなのか。

- 法第 34 条第 14 号に係る開発申請においては、市街化を抑制する市街化調整区域において、内容を審査したうえで開発許可を行っていることから対象としています。

Q3 開発許可（法第 29 条第 1 項又は第 2 項）にだけ申請様式（様式例 39）を添付したのでよいか。

- 開発許可だけでなく、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請（法第 43 条第 1 項）についても、添付をお願いします。

Q4 なぜ対策が必要な区域が想定浸水深 3.0m以上の洪水浸水想定区域なのか。

- 想定浸水深については、一般的な家屋の 2 階の床面に浸水するおそれがある水深 3.0mを目安としています。

Q5 申請地の一部のみが想定浸水深 3.0m以上の浸水区域に含まれている場合は避難計画書の添付は必要ないか。

- 一部でも開発申請区域に想定浸水深 3.0m以上の区域が含まれていれば避難計画書の添付が必要となります。

Q6 洪水浸水想定区域図の縮尺が大きく分かりにくいいため、申請地が想定浸水深 3.0m以上の浸水区域に含まれているか判断できない。

- 洪水浸水想定区域図は 50m間隔での表示のため、境界の詳細

が不明である場合は、安全を確保するためにも避難計画書の添付をお願いします。

Q7 浸水深以上の居住スペースの確保とは。

→ 開発予定の建築物について、想定浸水深（T.P.）以上の高さに居室を有する設計である場合です。

Q8 避難計画書の避難先、避難方法、避難経路、避難時期の決まり（基準）はあるか。

→ 避難先は想定浸水深 3.0m 未満の区域または、想定浸水深 3.0m 以上に居住スペースがある建物になります。各申請地の市町ハザードマップ等を参考に、避難方法・経路・時期も実際の避難を想定し記入をお願いします。

Q9 なぜ洪水浸水想定区域だけなのか。

→ 現時点では開発許可において申請していただくのは国の助言に基づき洪水浸水想定区域だけを対象としておりますが、今後、雨水出水浸水想定区域や高潮浸水想定区域も対象となる可能性はあります。

Q10 なぜ申請にあたり、重信川と大谷川など複数の洪水浸水想定区域図を確認する必要があるのか。

→ 洪水浸水想定区域については、各河川により被害想定が異なることからそれぞれの河川において確認をお願いします。

Q11 申請地が想定浸水深 3.0m 未満の区域では、申請様式（様式例 39）を添付する必要はないのでは。

→ 災害リスクを低減させるため、申請地が災害時にどのような被害が想定される土地であるかを知っていただくことが重要であると考えておりますので、申請様式 39（記載例(B)）の添付をお願いします。また、洪水浸水想定区域で想定浸水深 3.0m 未満であることだけで、安全であるわけではありませんので、各市町の防災避難計画もご確認下さい。

Q12 申請地が洪水浸水想定区域外の場合は、どうすればよいか。

- 災害リスクを低減させるため、申請地が災害時にどのような被害が想定される土地であるかを知っていただくことが重要であると考えておりますので、区域外の場合も、想定浸水深 3.0 m未満の場合と同様に、申請様式 39（記載例(B)）の作成をお願いします。なお、「2.浸水想定区域」については、「想定浸水深 3m未満」と記載し、申請地は洪水浸水想定区域外に、○を付してください。

Q13 開発許可申請者と居住者が異なる場合はどうするのか。

- 開発許可申請者から居住者へ避難計画書の確実な引継ぎ(説明)をお願いします。